

夏休み期間のあり方について（最終まとめ）

平成 31 年 1 月

長野県教育委員会

<目 次>

1	はじめに	1
2	長野県の特徴	1
	（1）最高気温の平均の推移から	1
	（2）登校日数や長期休みの日数の比較から	2
3	検討の経過	3
	（1）夏休み期間のあり方検討委員会での検討	3
	（2）市町村教育委員会、校長会、保護者等からの意見聴取	7
4	結論	9
	（1）基本的な考え方	9
	（2）方向性	9
	（3）今後の進め方	10

1 はじめに

長野県民にとって、夏休みが短いことは当たり前だった。それは、信州の夏が短いことと感覚的にも符合していた。学校における冷房の設置率が、全国に比べてかなり低い（公立小中学校 9.5%、全国平均 49.9%、全国第 42 位、平成 30 年 9 月 1 日現在）こともその証左である。

ある時点において最適であったものが、環境変化の中で次第にその効力を失うことや、それにもかかわらず、以前と同じ行動を当たり前のこととして取り続けてしまうことは、我々の社会に往々にしてあることである。目的に照らして柔軟に見直し、最適化を図っていくことが必要である。

さて、これからの社会の変化を見据えたときに、子どもたちに必要とされる資質・能力については様々なものが考えられるが、そのコアとなるものは、「自ら問いを立て、自分で考え、決定し、行動する」主体性、自律性であろう。そして、こうした資質・能力の育成は、学校だけが担うものではない。学校、家庭、地域社会が協力して育むものである。

以上を踏まえたとき、長期休業の中でも最も長い「夏休み」はどうあればいいのであろうか。

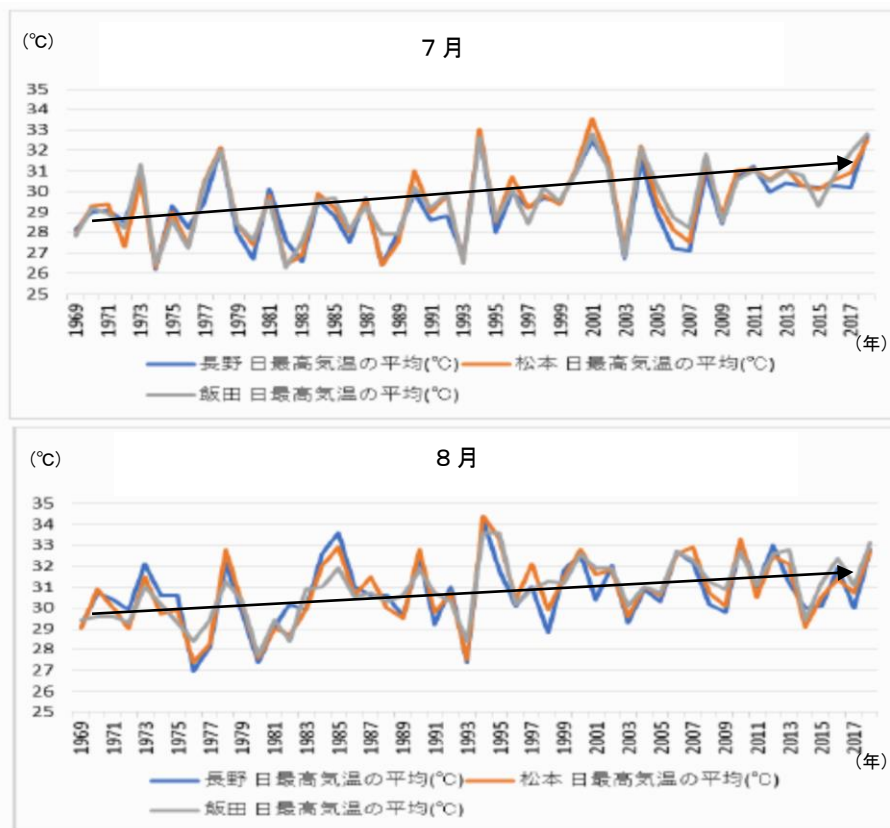
2 長野県の特徴

(1) 最高気温の平均の推移から

本県の夏は、これまで他県に比べて猛暑の期間が短い傾向だったが、図 1 のように、今年の日最高気温の平均は、7、8 月ともに、ここ数年で最も高く、記録的な暑い夏になった。これは、夏休み期間中だけでなく、7 月の夏休み前から、8 月の夏休み後まで暑い夏が続いたことを示している。

長期的に見ても、右上がりの傾向にあり、今後も全国並みに、暑い夏の期間が長く続くことが予想される。

図 1 日最高気温平均の推移



(気象庁資料より、義務教育課作成)

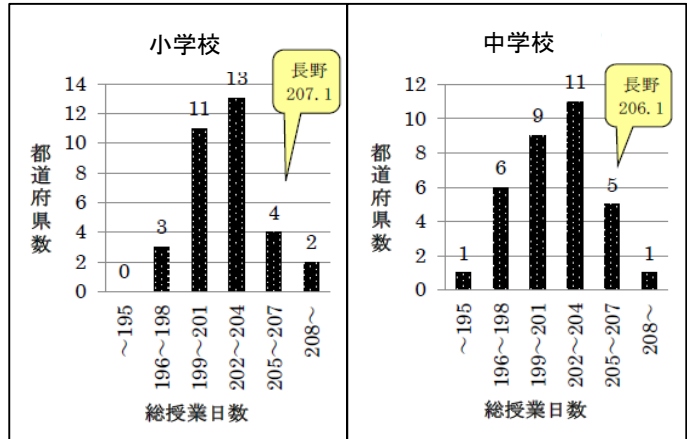
(2) 登校日数や長期休みの日数の比較から

全国の小・中学校の登校日数及び夏休み・春休みの日数について、回答が得られた都道府県の状況を図2～4にまとめた。

① 多い登校日数

登校日数については、図2のとおりであり、回答を得られた33都道府県では、202日～204日が最も多くなっている。本県の平均は小学校が207.1日、中学校が206.1日であることから、全国的にみると、登校日数は多い傾向にある。この背景には、学校行事や児童会・生徒会活動を大切にしていることが考えられる。

図2 総授業日数別の都道府県数



(平成30年度教学指導課調べ)

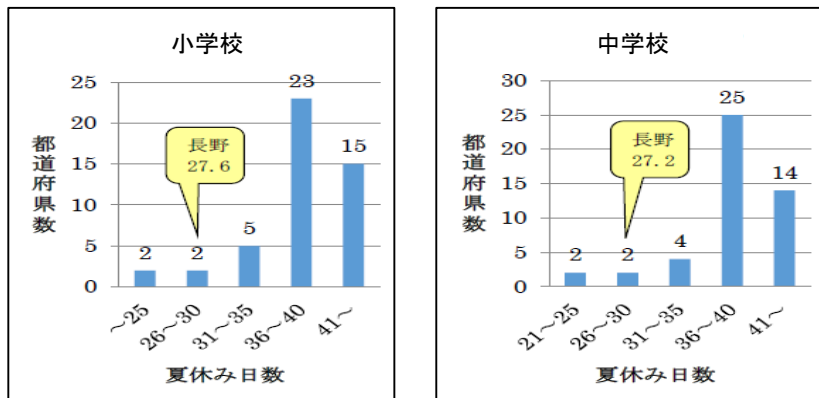
② 短い夏休み、長い春休み

夏休みの日数、春休みの日数については、全47都道府県から回答があった。図3のように、夏休みの日数については、本県の平均は小学校が27.6日、中学校が27.2日であり、全国的にみて短い傾向にある。

さらに、図4のように、春休みの日数については、本県の平均は小学校が19.1日、中学校は19.7日であり、全国的にみて長い傾向にあることが分かる。

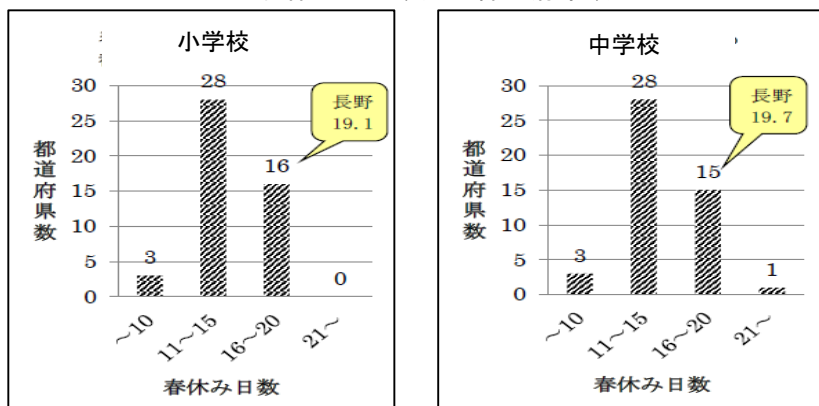
本県の小・中学校の春休みが長いこと背景として、ほとんどの小・中学校で終業式と卒業式をともに高校合格発表前に行うことが挙げられる。他の都道府県では、卒業式後にも卒業生以外は授業があり、終業式が卒業式より後に行われるため、春休みが本県より短くなっている。

図3 夏休みの日数別の都道府県数



(平成30年度教学指導課調べ)

図4 春休みの日数別の都道府県数



(平成30年度教学指導課調べ)

3 検討の経過

(1) 夏休み期間のあり方検討委員会での検討

「2 長野県の特徴」を踏まえ、児童生徒にとって夏休みはどうあったらよいか、期間だけでなく児童生徒の学びという点からも幅広く検討するため、関係者で構成する「夏休み期間のあり方検討委員会」を設置した。

<検討委員会の構成>

委員：市町村教育委員会代表、県PTA連合会代表、県小・中学校校長会代表
事務局：教育委員会事務局 教育次長、教育政策課、義務教育課、高校教育課、
特別支援教育課、教学指導課、文化財・生涯学習課
県民文化部 次世代サポート課

第1回検討委員会 10月16日(火)

(1) 夏休み期間のあり方に係る現状と課題の提起

- ・今後も予想される猛暑と健康・安全確保
- ・求められる学びと夏休みの関連

(2) 提起された課題の整理

第1回検討委員会では、長野県の特徴や伊那市立伊那中学校の先進的な取組などを通じて討議を深め、夏休みのあり方を検討する上での課題として、①授業時数の確保、②児童生徒の居場所の確保、③主体的・自律的な学びの充実、④教員研修の充実、の4点に整理された。

【伊那市立伊那中学校の事例】

○概要：平成30年度、夏休み期間を7月27日～8月26日までの31日間とし、4日間延長。
春休み期間を3月15日～31日、4月1日～3日の20日間のうち、1、2年生の授業日を3日間設定して実質17日間とし、4日間短縮。

○年間計画の工夫

- ・家庭訪問は、家の場所さえ分かれば訪問する必要がないと考え取り止め。
- ・12月の保護者懇談会は、担任以外の職員は授業を行うことが可能なので、担任は終日懇談会を行い、担任以外の職員は授業を実施。5日間から3日間に短縮するとともに、授業時数を確保。
- ・3年生以外の学年では、卒業式後に3日ほど授業を行い、その後終業式を実施。転任職員を発表する離任式は、卒業式と同日に実施。
- ・学校行事の登山を夏休み中に実施。
- ・8月20日～26日は、補充学習を希望者に対して実施。

第2回検討委員会 11月19日(月)

(1) 提起された課題の検討

- ・登校日数、授業時数の確保
- ・児童生徒の居場所の確保
- ・児童生徒の育ちにつながる学びの充実
- ・教職員の資質向上につながる教員研修

(2) 夏休み期間のあり方の方向性の検討

第2回検討委員会では、第1回で整理された4点の課題について検討され、県内外の取組の工夫が共有されるとともに、夏休み期間の方向性が協議された。それぞれについての検討の概要は、次のとおりである。

【提起された課題の検討】

① 授業時数の確保

学習指導要領が改訂され、指導内容や小学校における授業時数が増加する中、登校日数や授業時数をどう確保するかという点である。すでに来年度の年間計画を検討している学校の事例や、すでに県内で夏休みを長めに取っている学校の事例から、以下のような授業時数確保の工夫が示された。

<事例>

- 行事の見直し等、年間計画の検討
 - ・宿泊学習を廃止し、日帰りの職場見学に変更
 - ・種目数の縮減や種目の難易度を下げることによる運動会練習時間の縮減
 - ・家庭訪問を夏休み中に実施、あるいは廃止 など
- 日課や授業形態の工夫
 - ・外国語活動、英語の学習等をモジュール（帯学習）で実施
 - ・文化祭など学校行事の事前準備に時間をかけず、通常日課で計画 など
- 他の長期休み等の短縮
 - ・卒業式より後に登校日を数日設定し、終業式を卒業式後に実施することで春休みを短縮
 - ・休業日の間の計画休業を廃止 など

<委員の主な意見>

- ・本校は来年度、登校日数 204 日とし、夏休みは 34 日間、春休みは 10 日間と考えている。保護者への丁寧な説明が必要。学校と地域が連携し、地域のどんなネットワークを使って子どもを育てていくのかということ、学校としてあるいは地域として説明して取り組んでいくことが必要。
- ・一番不安定な春休みを、卒業式後に授業をするなどして短くし、様々な体験ができる夏休みを長くするのがよい方法だと思う。

<検討の方向性>

夏休み期間を長くすれば授業時数が減るということではなく、年間計画を含む教育課程全体の中で検討すべきことである。たとえば、夏休みを延ばして春休みを短くするということもでき、児童生徒の学びの充実ということから考えることが大切である。段階的に延長していくことで、様々な体験の場も充実していく。

② 児童生徒の居場所の確保

共働きの家庭が増加している中、特に小学校児童の夏休み期間の居場所確保の課題である。放課後子どもクラブや放課後子ども教室等の拡充が求められている。長期の夏休みを前提にした県外の取組事例を示した。

<事例>

- 香川県三豊市うらしまキッズ（香川県の夏休み約 37 日）
 - ・高校生アルバイトもスタッフに入り、3 部屋でスタッフ 14 名体制
 - ・地域の方の協力的な支援により、開館期間の約半分にイベントを実施
 - 消防署の協力により地震体験、煙体験等を行う「防災フェスタ」
 - 地域で売れない食材の寄付による料理教室「0 円キッチン」（貧困家庭対策）等
- 大分県中津市夏休み児童クラブ（長期休業期間限定）（大分県の夏休み約 37 日）
 - ・スタッフは、市内の学校支援員とハローワーク募集スタッフが約半数ずつ。1 施設当たり 8 人位。5～6 人位のスタッフがローテーションで運営。（参加児童約 45 名）
 - ・市営なので、学校の施設を利用させてもらいイベントなどを実施
 - ・通常は参加の必要がない子どもが多く集まるため、参加は 1～2 年生に限定
 - ・エアコンはすべての施設で完備

<委員の主な意見>

- ・夏休み延長の一番の課題は居場所だと思う。5割強の子どもたちがセンター、プラザで生活しているが、今年度は猛暑ということもあり、厳しかったように思う。地域で連携して居場所となる何かを作っていないといけないし、学校の開放も考える必要がある。
- ・放課後子どもクラブや放課後デイサービスが子どもにとって一番近い夏休みの居場所になるのではないかと。放課後子どもクラブは福祉部局が所管しているので、教育委員会と福祉部局の連携が必要となる。また、放課後デイサービスは、収容人数に上限があり、費用が発生することや、供給量が足りるのかという様々な課題がある。

<検討の方向性>

児童生徒の居場所について環境整備が一層必要であり、制度等、情報を共有しつつ、教育委員会と福祉部局等、関係機関が連携して取り組む必要がある。

③ 主体的・自律的な学びの充実

あらためて、児童生徒にとって夏休みはどうあったらよいか、という点である。現在、夏休み中に県内の市町村等で実施している、放課後子ども教室、公民館等における体験活動の取組から、夏休みならではの児童生徒の学びについて協議した。

<事例>

○「放課後子ども教室」の取組事例

・根羽村放課後子ども教室

実施期間 7月26日～8月10日までの12日間

活動内容 ペーパークラフト教室、釣り教室、染め物教室、ブルーベリー狩り

木工体験、夏野菜カレー作り、ゲートボール体験等

特徴等 教育委員会が社会福祉協議会に委託して実施。地域の方が体験活動の講師になったり、地域の方と一緒にいたりしている。

○公民館活動の取組事例

・伊那市春近公民館（夏の時期、小学生向けに実施）

通学合宿（夜は公民館に宿泊、日中は学校へ通学）

おいで塾（夏休み期間中、昼間公民館等に泊まり各種学習や体験を行う）

宿泊体験教室（親元・地元を離れ、地区外の施設等に泊まり、各種学習や体験を行う）

夏休み実施イベント等の例

宿泊体験教室：「こども体験教室 宿泊自然体験 in 高遠青少年自然の家」3泊4日

登山、自然植物学習、ジオパーク学習、ダム見学、川遊び等を実施。

登山の時には、公民館の別講座の受講者が、ボランティアで参加してくれるなど、地元有志の協力を得ながら実施

<委員の主な意見>

- ・長野市では、中高生が中心となって進めるキャンプを行っており、異年齢のかかわりの中で、子どもたち自身で体験を深めていく場になっている。
- ・今までの学校に頼っていた夏休みの過ごし方から社会全体が子どもたちの学びを支えていくという形に変化していかなければいけない。社会全体で子どもたちをどう支えていくかということを目標として掲げて取り組んでいく時期に来ているのではないかと。

<検討の方向性>

今の児童生徒が向かっていく未来の社会の姿は様々に言われているが、確かなことは不確実性が増すということである。身に付けた知識を使って答えを導く力だけではなく、「自ら問いを立て、自分で考え、決定し、行動する」資質・能力を育む必要がある。主体的・自律的な学びを充実させていく中、夏休みもその貴重な場となる。

④ 教員研修の充実

夏休みは、研修の機会として、教員にとってまとまった研修をする大切な期間であり、授業や行事などの教育活動についてじっくりと準備をする期間でもある。そこで、全国の夏の教育研究会・研修会と県内の教育会の夏季研修の現状について、表のとおり共有した。

<事例>

表 夏休み中の研修会実施状況

日	全国の教育研究会・研修会が行われる数	夏季研修等が行われる県内教育会(義務教育関係)
7/21(土)以前	9	
7/22(日)～ 7/28(土)	31	中野・下高井、佐久、上高井
7/29(日)～ 8/4(土)	67	松本、飯水、木曾、東筑摩塩尻、小県上田、下伊那、長野上水内、上伊那、更埴、諏訪、安曇野、北安曇
8/5(日)～ 8/11(土)	40	
8/12(日)～ 8/18(土)	8	
8/19(日)～ 8/25(土)	16	
8/26(日)以降	2	
合計	173	

(平成30年度日本教育新聞掲載資料等より、教学指導課作成)

<委員の主な意見>

- ・各地の教育会で研修を入れ、地区ごとの研修会があり、そこにさらに免許更新の研修が入り、みんな重なってきている。これをどう解消し充実した研修にしていくのかについては、相当な研究が必要である。
- ・中学校の現場の先生方にとると、夏休み前半はまず部活動があって、北信越だとか、吹奏楽の大会だとかがあり、夏休み前半の研修に出ていきたくても出ていけない状況である。お盆過ぎに研修の期間が設けられるとありがたい。

<検討の方向性>

8月中下旬に開催される全国規模の研修会も多いが、これまで本県の教員は参加できなかった。この期間が夏休みであれば、開催されている研修会に参加しやすく、また、まとまった教材研究もでき、授業の充実につながる。

【協議を踏まえた夏休み期間の方向性の検討】

＜夏休み期間の方向性の検討案＞

[小・中学校、義務教育学校]

自然体験を伴う児童生徒の探究的な学びの保障、専門性を高める教員研修の充実という点や、授業時数の確保や児童生徒の受け皿などに配慮しつつ、夏休み期間について一定程度延長する方向で、市町村教育委員会とともに検討したい。

[高等学校]

今後も予想される猛暑への対応や、生徒の学校内外での主体的な活動を可能とし、専門性を高める教員の研修の機会を確保するといった観点から、夏季休業のあり方について年間行事予定を策定する際、各校の特色を踏まえ、延長する方向で検討するように促したい。

[特別支援学校]

特別支援学校においては、課題を踏まえ、今後も予想される猛暑への対応や、児童生徒が地域で充実した学びの体験、専門性を高める教員研修等の観点から、夏休みの延長について慎重に検討を行っていく。

＜委員の主な意見＞

- ・小・中学校、高等学校では、市町村や学校の状況を踏まえつつ延長の方向で進め、特別支援学校では、児童生徒の学びの場や居場所の確保などの課題を踏まえて慎重に検討していく方向でよい。
- ・一気に夏休みを10日間延ばすというより、今ある課題を一つずつ整理しながら段階的に延長していくことを望んでいるというのが保護者の反応である。
- ・夏休みの延長が子どもたちにとって本当に必要かということ、保護者にとって受け皿も含めてどうかということ、それから学校の実状と先生たちにとってはどうなのか、また、社会全体で進めていかなければいけないことなので、いろいろな角度から検証をし、議論を深めて慎重に進めてほしい。

夏休み期間の方向性の検討案については、概ね了承された。その上で、「段階的に延長していくことを望んでいる」「いろいろな角度から検証をし、議論を深めて慎重に進めてほしい」といった配慮事項が付されたことから、さらに市町村教育委員会、学校、保護者等から意見を聴取した。

(2) 市町村教育委員会、校長会、保護者等からの意見聴取

検討委員会の検討を踏まえ、夏休み期間のあり方について、市町村教育委員会、校長会、PTA等関係機関への意見聴取を実施し、以下の意見を得た。

＜小・中学校、義務教育学校（市町村教育委員会、学校長、保護者等）＞

- ・天皇即位、オリンピック開催を踏まえ、急激な変化でなく、課題に優先順位を付け、段階的かつ慎重に進めてほしい。(市)
- ・社会教育の充実や、信州型コミュニティスクールの再構築を検討する必要がある。(市)
- ・キャンプ、ジュニア防災研修等、自然との関わりを大切にしたい体験学習を計画中。学校外における探究的な学びに期待している。(市)
- ・モデル校における春休み期間の授業実施の結果や影響を踏まえ、春休みの短縮を進めたい。(学)
- ・夏休みを活用して、教職員が自ら中央の各種セミナーへ参加することが可能になる。(学)
- ・家庭・地域への説明、協議の場や準備期間が必要。(学)
- ・放課後児童クラブ等の収容状況を把握し、待機児童が出ないように対応してもらいたい。(保)
- ・家庭の経済格差によって、長期休みの学びの充実に差が出ないように配慮してもらいたい。(保)
- ・教職員にとってゆとりの時間や研修の時間が増え、資質の向上に繋がることを期待したい。(保)

○市町村教育委員会や学校長については、夏休み期間だけでなく教育課程全体で考えることが望ましいという方向の意見で集約されている。

○保護者については、教職員の資質向上への期待とともに、児童生徒の居場所や学びの充実について配慮するなど、ていねいに進めていくことを求める意見が多い。

<高等学校（学校長、保護者、生徒）>

- ・次年度は休日増加対応が見込まれ、夏季休業の延長は2日程度がやっとではないか。(学)
- ・教育課程（総単位数・授業時間数等）編成の工夫や諸行事の精選ができるかが課題。(学)
- ・8月下旬には、全国的に夏休み中の生徒や教員の研修等の企画がある中、本県の夏休みの延長はこうしたところへの参加が可能となる。(学)
- ・大学・短大・専門学校等では、進学セミナーやオープンキャンパス等を8月下旬に実施しているところも多く、本県からは参加できない状況にある。延長はこの改善につながる。(保)
- ・生徒が主体的に県外の高校生と地方創成会議や模擬国会などで活動を共にしたり、短期留学をしたりするためには、長い夏休みが必要である。(生)
- ・延長しても、補習や部活動に時間が当てられ、実質の休みとならないのではないか。(生)

○生徒や保護者からは、全国では8月下旬までの夏休みを前提として、オープンキャンパスや短期留学などが計画されており、他県の高校生と同じように学ぶ機会を得られることを期待する意見が多い。

○8月下旬に企画されている教員研修への参加のために、全国並みの夏休み期間を希望する意見が多い。

○次年度の休日増加への対応や、教育課程編成の工夫や諸行事の精選について、ていねいに準備、検討したいとする意見がある。

<特別支援学校（学校長、保護者、放課後等デイサービス等外部機関）>

- ・新たに夏休み中の宿泊行事や現場実習等を実施することが可能になりそう。(学)
- ・保護者、関係機関、居住地の小中学校との相談調整等が必要になる。(学)
- ・児童生徒が気持ちや体力が発散できない、生活リズムが崩れる等の心配がある。(学・保)
- ・登下校の暑さが心配のため、近県並みにしてほしい。(保)
- ・預ける場所の確保をお願いしたい（福祉・行政・教育委員会・民間・ボランティア等）(保)
- ・市町村が示している福祉サービスの利用制限を解除してほしい。(保)
- ・放課後等デイサービスでは、スタッフ不足・活動スペース不足で対応しきれない。(デ)
- ・放課後等デイサービスの月の利用上限日数について、市町村の理解は得られるのか。(デ)
- ・医療的ケアの必要な児童生徒を受け入れられる事業所が少ない。(デ)

○夏休みを延長した際、放課後等デイサービス等、児童生徒の居場所の確保について、制度も含めて確かな見通しをもった上で、進めていくことが求められる。

○居住地での交流学习を進めるためには、居住地の小中学校との相談調整等が必要であり、小中学校の夏休み期間の対応を踏まえた環境整備を求める意見がある。

児童生徒の主体的・自律的な学びの充実、全国に提供されている学ぶ機会に児童生徒が参加する機会の確保、教職員の資質向上のための研修の充実等の点で、夏休みを延長することは、方向性として妥当と考えられる。

一方で、授業時数の確保、学校行事等の見直しなど、年間計画全体の中で検討することや、児童生徒の居場所の確保等の環境整備について、関係部局と連携しつつ、配慮して進めることが必要である。

4 結論

(1) 基本的な考え方

- もとより、夏休みを含め、教育課程の編成は、国で定められた基準*1や、教育委員会が設けている規則など*2に従いながら、学校の長たる校長が責任者となり、児童生徒の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、全教職員の協力の下に組織体として行われる*3ものである。
- 夏休み期間のあり方を検討することは、これからの未来社会を担う児童生徒の資質・能力の育成を図る上で、年間計画における長期休業の設け方や学校行事の位置付け、授業改善への取組、家庭学習のあり方などを見直すことにつながるものである。
- 県教育委員会としては、長野県内のすべての児童生徒にとって望ましい学びのあり方を探究するという立場に立って、次の(2)に掲げる方向性で検討を共に進めることとする。

(2) 方向性

児童生徒の健康を考慮した上で、児童生徒の主体的・自律的な学びの充実、専門性を高める教員研修の充実という観点から、授業時数の確保などに配慮しつつ、夏休み期間について、段階的に一定程度延長する方向で検討を進める。

① 主体的・自律的な学びの充実について

- 興味関心があることに、じっくりと、日常を離れて取り組んだり、豊かな自然の中での体験などを通して、自分なりの問いを立てたりするなど、夏休み中の児童生徒の学びを支える仕組みの整備についての検討を進める。
- 公民館やコミュニティスクール、NPO等、県内市町村において様々に設けられてきた児童生徒の学びの場の整備・拡充を進める。
- 放課後子どもクラブ等の環境整備を進めるとともに、児童生徒が主体的・自律的に取り組む「学びの場」としての観点から充実を図る。
- 夏休み中の宿題については、一斉一律の宿題を見直し、主体的・自律的な学びの成果を実感できるものになるよう、検討する。
- 高等学校においては、進学セミナーやオープンキャンパスへの参加、短期留学等、生徒の主体的な活動を可能とする時間を確保するという観点からの検討も進める。

② 教員研修の充実について

- 学校の教育課題の解決につながる校内研修や休み明けの授業に向けた教材研究を、ゆとりをもって進められるような体制づくりを検討する。
- 教員にも主体的・自律的な学びが求められることから、研修の一層の充実を図る。
- 県内外で開催される研修会やセミナー等に教員が自主的に参加できる時間や体制などを検討する。

*1 教育課程に関する法令：教育基本法、学校教育法、学校教育法施行規則、学習指導要領、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

*2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育委員会は、学校の教育課程に関する事務を管理、執行し（第21条第5号）、法令又は条例に違反しない限度において教育課程について必要な教育委員会規則を定めるものとする（第33条第1項）とされている。

*3 学習指導要領において、教育課程の編成主体については、第1章総則第1の1で「各学校においては、……適切な教育課程を編成するものとし」と示されている。また、学校教育法第37条第4項において「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」と規定されている。

③ 授業時数の確保について

- 学校行事の見直しや他の長期休みの短縮なども含め、年間計画全体の中での検討を進める。
- 2019年度の4月末からの十連休等、各年度の状況を踏まえつつ、夏休み期間の段階的な延長を検討する。
- 卒業式や高校入試合格発表後に登校日を設ける等、春休みの短縮について、市町村や各学校の実情に応じた対応を検討する。

④ 特別支援学校について

- 特別支援学校の夏休みの延長については、放課後等デイサービスの拡充等の課題があることから、慎重に検討を行っていく。

(3) 今後の進め方

① 市町村立小・中学校、義務教育学校

- ・来年度の検討に資するよう、年度内に県内外の市町村の取組事例について取りまとめ、情報共有する。
- ・県内市町村の検討状況を集約するとともに、国や県の制度を整理し、情報共有する。
- ・市町村教育委員会や学校が、検討を進める中で生じた課題を解決するため、必要に応じて助言、支援する。

② 県立学校

[中学校・高等学校]

- ・夏休みの延長の検討に際しては、年間行事予定全体の見直しを図る機会とし、各校の特色を踏まえた上で、週休日を含めた長期休業中の補習や部活動の日数等が適切であるかどうかなど、実質的な休みが確保できるよう検討を促す。

[特別支援学校]

県教育委員会と特別支援学校は、まずは以下の点について、保護者・福祉関係者・小中学校・地域・福祉担当部局等と連携しながら検討していく。

- ・放課後等デイサービスの拡充等、児童生徒が地域で安全安心に楽しく活動できる学びの場づくり
- ・副学籍制度（43市町村 30年5月現在）を活用し、地元の小中学生との交流の充実を図り、夏休み中の地域行事への参加を促進